

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	公営住宅管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、公営住宅管理関係に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。公営住宅管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の入居決定、収入申告による家賃の決定等、入居者の管理に関する事務。 ・公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対し公営住宅の入居の決定及び入居者管理をしている。また、同法に基づき入居者の所得状況を把握し、各戸の家賃を決定・徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、公営住宅の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条に掲げる事務に使用する。
③システムの名称	公営住宅管理システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅料情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部建築住宅課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5038
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。特定個人情報の取扱いに係る事項を定めており、特定個人情報の保護について委託事業者に対し、目的外利用の制限、漏洩の禁止をはじめとした厳格な運用を求めるとともに当該委託事務に係る作業責任者等について書面により報告を受けることになっている。また、利用した特定個人情報の廃棄の方法についても詳細に定めている。これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同上第6項の金銭の徴収 ⑨公営住宅法第29条第7項の期限の延長の申出の受理、審査、決定	⑧公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同上第7項の金銭の徴収 ⑨公営住宅法第29条第3項の期限の延長の申出の受理、審査、決定	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	建設部営繕住宅室	産業建設部都市整備課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	営繕住宅室長 鳥居 和敏	都市整備課長	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・利用停止請求 請求先	企画総務部総務法制室 519-1095 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	建設部営繕住宅室 519-1095 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5037	産業建設部都市整備課 519-1095 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5037	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I-1-③ システム名称	公営住宅管理システム	公営住宅管理システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年5月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	IV リスク対策	—	様式の変更による項目の追加	事後	
令和2年5月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年5月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事前	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事前	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	産業建設部都市整備課	建設部建築住宅課	事後	
令和4年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	都市整備課長	建築住宅課長	事後	
令和4年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	産業建設部都市整備課 519-1095 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5037	建設部建築住宅課 519-1095 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5037	事後	
令和4年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月3日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の31の項(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」となっているものうち、以下の情報照会が可能と定められている。 第2欄(情報照会者)が「都道府県知事等」で「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの」 第2欄(情報照会者)が「市町村長」で「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの」	番号法第19条第8項 別表第二の31の項(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」となっているものうち、以下の情報照会が可能と定められている。 第2欄(情報照会者)が「都道府県知事等」で「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの」 第2欄(情報照会者)が「市町村長」で「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの」	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②公営住宅法第16条第4項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定 ⑧公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収	②公営住宅法第16条第5項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定 ⑧公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	建設部建築住宅課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5037	建設部建築住宅課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5038	事後	
令和5年6月27日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	2022/3/31	2023/3/31	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月27日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	2022/3/31	2023/3/31	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年6月27日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年6月27日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の入居決定、収入申告による家賃の決定等、入居者の管理に関する事務。 ・公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対し公営住宅の入居の決定及び入居者管理をしている。また、同法に基づき入居者の所得状況を把握し、各戸の家賃を決定・徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、公営住宅の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条に掲げる事務に使用する。 ①公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、審査、決定 ②公営住宅法第16条第5項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定 ③公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収 ④公営住宅法第19条の家賃、敷金の徴収猶予の申請の受理、審査、決定 ⑤公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、審査、決定 ⑥公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、審査、決定 ⑦公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求 ⑧公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収 ⑨公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、審査、決定 ⑩公営住宅法第30条第1項のあっせん ⑪公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求 ⑫公営住宅法第48条の条例で定める事項	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の入居決定、収入申告による家賃の決定等、入居者の管理に関する事務。 ・公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対し公営住宅の入居の決定及び入居者管理をしている。また、同法に基づき入居者の所得状況を把握し、各戸の家賃を決定・徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、公営住宅の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条に掲げる事務に使用する。 ①公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、審査、応答 ②公営住宅法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握 ③公営住宅法第16条第5項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、応答 ④公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収 ⑤公営住宅法第19条の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査、応答 ⑥公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、審査、応答 ⑦公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、審査、応答 ⑧公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求 ⑨公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収 ⑩公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、審査、応答 ⑪公営住宅法第30条第1項のあっせん等 ⑫公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等 ⑬公営住宅法第48条の条例で定める事項	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表の27の項	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二の31の項(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)	番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表53の項	事後	
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	計数時点を最新のものに更新